**（一社）大阪府山岳連盟と旅行業について**

2023.9.14荒木

＜旅行業とは＞　①報酬を得て②旅行業務を行う③事業のこと

　　　　　　　　　　募集型企画旅行⇒不特定多数の参加者を募り継続的に旅行を実施

＜業法違反の事例＞

1. 2017　神奈川県川崎市　ふれあいサマーキャンプ（自治体）

　　　　　　　⇒直前で中止を決定　⇒自治体が関与・市内の限定されるのは現在は合法

1. 2016　ICI石井スポーツ　登山学校（スポーツ用品店）

　　　⇒社長・校長など7名書類送検　⇒2023.5旅行業登録　東京2-8206号

1. 2017 石川県輪島市　こども長期自然体験村　（自治体）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒旅行業者へ委託

　※その他、事業者が全国の小学生を対象として実施しようとした中学受験合宿、お寺が

檀家を対象とした巡礼ツアー、旅館がバス会社に委託して利用者に実費のみを請求す

る送迎バスの運行なども該当する

　※旅行業の3要件を総合的に勘案し、事業として成立するのか個々に判断される

　※旅行業法の成立・改正時に想定されていないことが増えてきたので、今後、合法化さ

れるものもある(NPO等が被災地にボランティアを派遣する為にバス業者を手配した

ボランティアバスは業法違反から今は条件があるものの合法化された)

＜旅行業の登録をした団体等（抜粋）＞

1. 大阪大学生活協同組合　　　1998　大阪府　3-1909号　他の大学も多数あり
2. 一財　京都ユースホステル協会　　2012 観光庁　　1928号
3. 一財　大阪市青少年活動協会　　　2000 大阪府　2-2062号
4. NPOジャパンアウトドアファクトリー 2011 大阪府 2-2606号
5. 公財　大阪ユースホステル協会　　2012 大阪府(代理店)5500号
6. 公財　大阪ＹＭＣＡ　　　　　　　2012　大阪府　2-2627号
7. 一社　大阪モノづくり観光推進協会2014　大阪府(地域)2715号
8. 一財　大阪府教職員互助組合　　　2015　大阪府　3-2744号
9. 公社　高槻市観光協会　　　　　　2021　大阪府(地域)3080号

－1－

＜一社　大阪府山岳連盟で関わりがあるとしたら＞

1. ハイキング委員会　公募登山　⇒現在、宿泊コースはパステルツアーが旅行実施
2. 指導委員会　冬山講習会　他

※その他、山スクールやパーソナルが微妙な場合がある

＜旅行業に該当しない事例＞

①相互に日常的な接触のある団体内部で募集、当該団体の構成員による参加者の募集

　（お互いに顔見知りあるかどうかが基準で、同一職場内や学校での生徒対象の募集）

②運送・宿泊のいずれも関係しないサービスの提供

　（日帰りで現地集合・解散する企画）

③ホテルが行う無料送迎バス

＜公社　日本山岳ガイド協会の通達＞　　旅行業違反の注意喚起発出　2016.10

　現行法制の遵守は国民の義務、それぞれの業界・業種で常にコンプライアンスを意識

　ガイドが事前に人数分の交通費・宿泊費を徴収する行為は旅行業と見做される

　ガイド自身の自家用車による送迎は道路運送法に違反する可能性が高い

　旅行業で使う表現 ⇒ 修正表現例　参加費 ⇒ ガイド料・講習代金　最少催行人数 ⇒

 00名から実施　ガイド料、講習料に含まれるもの ⇒ 交通費00円、山小屋代00円を

現地で直接お支払い下さい　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※通達の抜粋

、

　＜今後の対応＞

①　旅行業を取得し堂々と事業を行う

ａ）第２種を取得する　保証金1,100万円が必要　募集型で可能

　　　　（例）一財　大阪市青少年活動協会　　2000年 大阪府　2-2062号

　　　ｂ）第３種を取得する　保証金300万円が必要　受注型か募集型※の代売

　　　　　　（例）一財　大阪府教職員互助組合　　　2015　大阪府　3-2744号

　　　ｃ）旅行業者代理業者　1社の代理で契約を行う※

　　　 （例）公財 大阪ユースホステル協会　2012年 大阪府（代理店）5500号

ｄ）第１種の手もあるが保証金7,000万円が必要で現実的ではない

　　　　 (例）一財　京都ユースホステル協会　2012年 観光庁1928号

e）地域限定　募集出来る地域は拠点区域のみ　保証金15万円～　募集型で可能

　　(例) 一社　大阪モノづくり観光推進協会2014　大阪府(地域)2715号

－２－

②　旅行会社とコラボする

企画を岳連がし手配以降を旅行業者がする（申込・入金・キャンセル対応等全て）

企画「岳連」旅行企画・実施「旅行業者」の表示となる

岳連と旅行業者は覚書を結び、企画料・指導員日当等を業者から受け取るかたちで

手間は非常に軽減される　日当も業者払も可能　よって利益部分のみ売上計上も可

(ハイキング委員会で宿泊コースで試験的に実証中で、まだ覚書は交わしていない

　　　また、スタッフ日当は業者払とし、企画協力金を利益に応じて受け取っている)

③　旅行部分と登山部分を分離する

バス・宿泊などの旅行業に係る申込や入金などは旅行会社へ※

指導料(講習料)など登山に関する部分は岳連へ申込・入金いただく

参加者は２カ所に申込むので少々手間と思われる

＜　まとめ　/　私案　＞

❶　将来的に一般公募を増やす計画があるのなら第２種を取得するのが賢明と思われる

　　但し、事務作業が煩雑になるので覚悟が必要

　　保証金に関しては資産を使うのも方法か

　　保証金は廃業するときに返還される事と旅行業務取扱管理者の選任が必要となる

❷　より現実的には、現在実証中のハイキング委員会タイプと③の分離方式の併用が

　　良いかもしれません

◆無登録営業は100万円以下の罰金が科される

以上

－３－